

建設副産物情報交換システム（COBRIS）の使用に関する特記仕様書

平成 31 年 1 月 1 日 制定

令和 5 年 5 月 23 日 改正

本工事は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）の登録対象工事であり、請負人は、当該工事に関する必要な情報を登録し、以下の書類をシステムで作成し、監督員へ提出すること。

1 工事着手前

「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」、「工事登録証明書」（計画書作成後に出力したもの）及び建設発生土搬出先の盛土規制法許可等及び、土地の形質の変更時の土壤汚染対策に関する手続き状況について記載した票（以下、確認結果票※）を、監督員に報告・説明したうえで施工計画書に含めて提出すること。また、上記 2 つの計画書及び確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲げる等により公衆の閲覧に供すること。

2 工事完成時

「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」（実施書作成後に出力したもの）を、工事完成図書に含めて提出すること。

3 問合せ先

一般財団法人 日本建設情報総合センター（JACIC） 建設副産物情報センター

所在地 〒107-8416 東京都港区赤坂 7-10-20

アカサカセブンスアヴェニュービル 2 F

電話 03-3505-0410 F A X 03-3505-0520

E-mail recycle@jacic.or.jp

HP <http://www.recycle.jacic.or.jp>

※ 確認結果票の様式については、以下よりダウンロードしてください。（記載例あり）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kankyo/kensetsuhasseido.html>